

2025年6月5日

記

山口県経営者協会

会長 山本 謙 様

青少年の就職保障・働くルールの確立と人権を守る山口県連絡会
(山口県就職連絡会)

代表世話人 澄田幸雄 (山口県地域人権運動連合会)
三谷 裕 (山口県自治体労働組合連合)
保坂孝男 (山口県高等学校人権教育研究会)
石田高士 (山口県高等学校教員組合)

県内企業の新卒採用増、就職差別根絶など 青少年の就職保障にかかわる要請書

高校生をはじめとする青少年の進路保障のための貴職のご尽力にたいし敬意を表します。

さて、経済活動が活発になり求人は増えています。しかし少子化が加速化されており、教育現場では定着における採用時のミスマッチも危惧されています。ミスマッチを減らすためにインターンシップや応募前職場見学等を通じ企業を知る機会が確保されるとともに働きやすい職場環境が必要です。一方で、最低賃金制度改善への期待も高まっています。しかし非正規労働や長時間過密労働など、不安定な「働き方」も大きな課題となっています。空前の内部留保を蓄積している大企業の社会的責任も問われています。

そのなかで、高卒・学卒をはじめとする青少年の雇用状況は深刻な面もあります。15～24歳の完全失業率は4.0%(25年4月：総務省労働力調査)、2人に1人が非正規雇用です。

このような状況の下、今春の山口県内高卒者の3月末現在の就職内定率は前年度と同様の99.7%です。今春未就職のまま高校を卒業した者は6人(前年比同)です。なお、県内定時制卒業生の就職内定率は100%、県内特別支援学校卒業生の内定率は95.7%でした。

青少年の未就職・失業や不安定雇用の増大は、生存権にかかわる問題であるだけでなく、職業能力低下による経済成長阻害、少子化のいっそうの進行、社会の不安定化などの要因となって、日本社会の危機を招くことが指摘されています。青少年が希望のもてる社会をつくること、社会をあげて青少年を支援することが、今求められています。とりわけ、企業の社会的責任は重大です。

つきましては、下記について要請しますので、誠実な対応をお願いします。

1. 県内における青少年の雇用拡大・就職保障について、次のことを加盟企業に働きかけていただくこと。
 - 1) 高校・短大・大学新規卒業者の正規採用を大幅に増やすこと。
 - 2) 特別支援学校卒業者への求人を増やすこと。
 - 3) 定時制・通信制高校生への求人を増やすこと。
 - 4) 女子生徒・学生への求人を増やすこと。
 - 5) 新規高卒対象の求人を7月中に行うこと。
 - 6) 就職者の定着を図るため、企業での教育・研修を充実させること。
2. 公正・合理的な採用システムの確立について、次のことを加盟企業に働きかけていただくこと。
 - 1) 「統一応募用紙」の精神と『従業員採用のしおり』を遵守し、身元調査、思想・信条調査、縁故採用をはじめいっさいの就職差別・人権侵害を根絶すること。
 - 2) 応募前職場見学で採用選考類似の行為をしないこと。また、不参加者を差別しないこと。
 - 3) 新規卒業者に対する求人取り消しや採用内定後の一方的内定取り消しを根絶すること。
 - 4) 採用内定者の教育(研修)は、学校に籍がある間には行わないこと。
 - 5) 従業員の基本的人権を尊重する立場から「山口県人権推進指針」を職場で周知・徹底すること。
 - 6) 民間職業紹介事業については、行政上のルールを遵守すること。
3. 「働くルール」の確立について、次のことを加盟企業に働きかけていただくこと。
 - 1) 長時間過密労働の解消、上限規制の遵守、不払い労働の根絶、年休の完全取得、完全週休2日制の実施等の働くルールを厳守すること。
 - 2) 有期雇用・派遣労働・契約社員などの非正規労働者を正規雇用するなど雇用の安定・拡大に全力を挙げること。
 - 3) 同一労働同一賃金の原則をふまえ、非正規雇用者の賃金・労働条件を大幅に改善すること。
 - 4) 8時間の労働で、人間らしく生活できる賃金を保障すること。
 - 5) 労働基準法第14条の悪用による不当な雇い止めや不合理な有期労働契約を行わないこと。
 - 6) 労働基準法第19条の解雇についてのルールを遵守すること。

以上

<問い合わせ先>

山口県就職連絡会事務局担当 村上雄一

(TEL 083-922-0766 山口県高等学校教員組合)